岩手県監査委員告示第16号

行政監査及び定期監査の結果の公表(令和2年岩手県監査委員告示第34号)により公表した監査の結果に対する措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとお り公表する。

令和3年4月6日

岩手県監査委員 軽 石 義 則岩手県監査委員 神 﨑 浩 之岩手県監査委員 寺 沢 剛岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 商工労働観光部観光・プロモーション室
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和2年7月3日
 - (2) 本監査実施日 令和2年8月7日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年10月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していなかったものが1件	未支給分については、令和2年8月25日に支払を完了した
、130,627円あったので、適正な事務の執行に努められたい	•
0	今後は、転入者及び新採用職員の住居移転の状況を一覧化
	し、室内で共有するなど、複数職員によるチェックを徹底し
	、再発防止に努める。
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないも	備品管理一覧表については、令和3年1月12日に所管換(
のが27件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	廃棄) 手続を完了するとともに、令和3年2月9日に岩手県
	立岩洞湖家族旅行村の管理に関する変更基本協定書を締結し
	、同協定書に記載の備品一覧表の整理を行った。
	今後は、備品管理一覧表と協定書に記載の備品一覧表及び
	現物の突合を複数職員で確認するよう徹底し、再発防止に努
	める。